

# 農業委員会だより



【今年もおいしい「りんご」のために。2月上旬に始まった剪定作業 鳴川一みやご果樹園】

## ■りんごの歴史(ミニガイド)

日本で、西洋りんごを初めて栽培したのは、実は日本人ではなく、江戸時代末期に函館を訪れていたプロシア人(現ドイツ)のR・ガルトネルという人物です。

彼は、明治元年、西洋農業による開墾のため300万坪という広大な土地を99ヶ年間借り受ける「七重村開墾条約」という契約を、当時蝦夷地を占領していた榎本武揚らと交わすことに成功しました。この条約によって、現在の七飯町の大部分は、彼の農場用地となりました。

本格的な開墾は、翌明治2年から始まり、ガルトネルは、西洋りんごをはじめ、洋梨、グズベリー、カーレンツ、桜桃、ブドウなどの苗木22種を海外から取り寄せ、日本では見られなかった西洋式の大形農器具も持ち込み、開墾・栽培に着手しました。

現在、この大型農器具を用いた農法が日本で初めて行なわれたと考えられることから、七飯町は日本における近代(西洋式)農業発祥の地をうたっています。

※七飯町歴史館HPより

## 主な内容

- 農業委員会総会の開催・農業委員選挙 ..... P.21
- 活動報告(農地パトロール)、農地賃借料情報 ..... P.22
- 農業委員の声・編集後記 ..... P.23

# 農業委員会 総会の開催

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し、決定する場で、通常月1回開かれています。

総会名	開催予定日	開催場所	議案提出期限	現況調査
第34回	平成26年3月24日(月)	農業委員会会議室	3月10日(月)	3月17日(月)
第35回	平成26年4月24日(木)	農業委員会会議室	4月10日(木)	4月17日(木)
第36回	平成26年5月23日(金)	農業委員会会議室	5月9日(金)	5月16日(金)
第37回	平成26年6月24日(火)	農業委員会会議室	6月10日(火)	6月17日(火)
第2回	平成26年7月25日(金)	農業委員会会議室	7月11日(金)	7月18日(金)
第3回	平成26年8月25日(月)	農業委員会会議室	8月11日(月)	8月18日(月)
第4回	平成26年9月24日(水)	農業委員会会議室	9月10日(水)	9月17日(水)

\*日程は都合により変更になる場合があります。  
最新情報は農業委員会事務局 ☎65-2519までお問い合わせください。

農業委員会総会で  
決まったことを  
お知らせします。

## 第28回 平成25年9月26日

- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農地転用) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 2件(可決)
- ・土地の現況証明願について 4件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)
- ・平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について 1件(可決)

## 第29回 平成25年10月23日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・土地の現況証明願について 2件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

## 第30回 平成25年11月27日

- ・農地法第4条の規定による許可申請について(農地転用) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 1件(可決)
- ・土地の現況証明願について 3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

## 第31回 平成25年12月20日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 2件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 3件(可決)
- ・土地の現況証明願について 3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)

## 第32回 平成26年1月24日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農地法第4条の規定による許可申請について(農地転用) 1件(可決)

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借) 7件(可決)
- ・七飯農業振興地域整備計画の変更協議について (承認)
- ・土地の現況証明願について 2件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申し出について 1件(可決)
- ・農業委員会委員選挙人名簿登載申請について 申請・調製のとおり(決定)

## 今年も農業委員 改選の年です

### ◎選挙

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づく行政委員会として、公職選挙法を準用した選挙および選任により選出された農業者の代表により構成されています。(現在は16名)  
任期は3年で直近の任期満了は平成26年7月19日です。選挙は、任期満了前30日以内に行います。

### ◎選挙人名簿登録

選挙人名簿は、毎年1月1日現在で同月10日までに選挙資格を有する人が農業委員会に提出する申請に基づいて、調製されます。



### 農業者年金6つのポイント

- 1 農業者なら広く加入できる積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
- 2 保険料の国庫補助あり
- 3 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
- 4 社会保険料控除など税制面での優遇措置
- 5 終身年金(早く亡くなっても80歳までの分は保証付き)
- 6 詳しくは「農業委員会・JA新」はここで七飯基幹支店までどうぞ

## 「農地パトロール」

### (農地利用状況調査)の実施!

各農業委員会が自主的に行ってきた農地利用状況調査(農地パトロール)は、平成21年の農地法改正で義務化されました。遊休農地(耕作放棄地)や農地の違反転用の実態をこれまでよりさらに詳しく把握するため、10月を農地パトロール月間に設定し、地区毎に農地利用状況調査を実施しました。

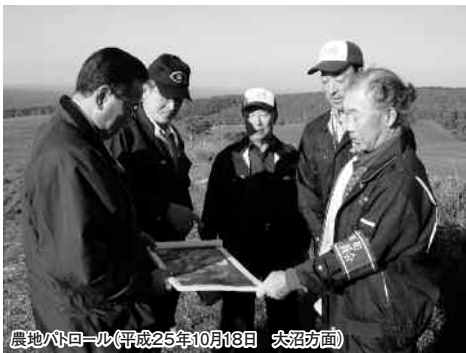
#### ◆貴重な資源の農地

近年の農業従事者の減少や高齢化、担い手不足等の影響で、町内でも遊休農地が増加しています。さらに今後、相続等による不在村の農地所有者の増加が見込まれ、比較的条件の良い平地農業地帯であっても耕作放棄地が増えることが懸念されます。

遊休農地の増加は、雑草の繁殖や病虫害の発生源等により農地利用の阻害原因となり、生産現場にとっては大きな問題で



農地パトロール(平成25年10月15日 大中山方面)



農地パトロール(平成25年10月18日 大沼方面)



農地パトロール(平成25年10月17日 藤城・峠下方面)

す。国産農畜産物の安定的確保という観点からも、その解消は喫緊の課題です。

農業委員会では、定期的な農地パトロールを実施し、「これ以上、遊休農地を増やさない」という強い認識のもと、今後は農地の適正利用の指導など遊休農地対策に取り組んでいきますので、農地を所有する皆様のご理解をお願い致します。

耕作されず遊休化している農地は全国では約27万ha、町内でも約78haが確認されています。

#### 遊休農地とは

農地法で定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

○現在、耕作目的で利用されておらず、今後も利用される見込みがない農地

○農業上の利用が、その周辺地域の農地利用に比べて著しく劣ると判断できる農地

※農地は一度耕作をやめ数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。



#### 農地の賃借料情報

七飯町内で平成25年1月から12月までに締結された賃借料水準を公表します。

借契約の賃借料をもとに作成した「賃借料情報」を参考に、貸し手、借り手が十分な話し合いのうえで、農地の賃借料を決めて下さい。

平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。(農地法第52条…情報の提供等)

農地の賃貸借契約をしようとする方の目安となるよう、実際に締結された農地の賃貸

●七飯方面  
本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山

●大沼方面  
大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

#### 1 田(水稲)の部

単位：円(金額は10a当り)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	9,800	24,000	7,000	50
大沼方面	8,700	16,000	7,000	118

#### 2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	5,300	7,000	3,000	3
大沼方面	6,000	6,000	6,000	2

#### 3 畑(樹園地)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面				実績無し
大沼方面				実績無し

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 賃借料を物納支給(玄米等)としている場合は、玄米1俵(60kg)12,000円、白米1俵(60kg)20,000円で換算し算出しています。
- ※3 平均金額は算出結果を四捨五入し100円単位で算出しています。最高・最低額は実金額を掲示しています。



澤田 雄一 委員

これからの農業

農業を始めて42年、農業委員として活動一期末の現在、農業の姿も大きく変わってきました。

野菜の栽培に取り組みだした頃は、すべての作業が手作業で行われ、年号が平成へと変わる頃から機械の導入が進み、播種

からマルチがけ、収穫、洗浄、選果、箱詰めといったすべての工程が機械化され効率化が図られた半面、農地利用率の減少、生産者の高齢化と、後継者不足等の問題も抱えています。

私たちは、これからも地域の環境保全等の維持とともに安全でより良い美味しい農畜産物が生産されるよう、七飯町の農業発展のため活動に取り組み、「豊かな生態系が残る環境を、地域の宝である次代の子供たちに引き継がなければ」という思いで、農業を頑張っ行ってきたいと考えております。



田中 猛一 委員

農業委員として

私は4人いる推薦農業委員の一人で、農協より推薦された委員であります。

今農業を取り巻く環境は大変不安なことばかりであります。TTPPをはじめ減反政策の見直し、消費税の増税、円安による資材の高騰等農業経営に深刻な影響を与えることばかりです。七飯町内では農業後継者が就農

している農家は約22%、後継者のいない65歳以上の農家は40%を超えている状況であります。

今後高齢で生産を止め離農する農家が増えることが予想されます。耕作放棄地にならないために残った農地を、どのように守っていくのか、規模拡大を進める農家を、どう育てていくのか農業委員としての責任は重大であります。

農業委員として、上部組織の北海道農業会議を通じ、農政に関して、地域の問題点や改善点を国に強く要請し、地域農業の振興や発展の為に微力ながら頑張っ行ってきたいと思っておりますので、町民の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

農業生産法人は毎年決算後に「事業報告書」の提出をお願いします

農業生産法人は、農地法第6条の規定により、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、「農業の状況を記した農業生産法人報告書」を経営地のある市町村の農業委員会に提出しなければならぬ義務があります。例えば決算期が12月末の農業生産法人は、3月末までに提出しなければなりません。

外の法人は原則農地の所有権取得を認めていません。報告書が未提出の場合は、農業生産法人としての資格確認ができません。また、事業状況を把握することができないため、農地基本台帳の整備や営農証明などの発行事務に支障がありますので、期限内の報告を宜しくお願いいたします。

全国農業新聞の購読について

お知らせ



毎週金曜日にお届けします

暮らしと経営に活きる情報

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜日に発行

◆購読料は月額600円  
(年間7,200円)

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局  
☎65-2519まで  
お気軽にお問い合わせください。

編集後記

今年もようやく太陽の日射しが暖かく感じられる季節になり、私たち農業に携わる者には、忙しくなる時期となりました。

この「農業委員会だより」を通して、我々農業委員の活動を少しでも町民の皆様にご理解頂ければ幸いです。今年も出来秋を信じ目指して、町民の皆様と共に歩み続けたいと思います。

編集委員 平野 博章

青山 染義

小森 久司

宮田 学

編集・発行

七飯町農業委員会

事務局(役場内)

〒041-1192

七飯町本町6丁目1-1

☎65-2519(直通)

FAX 65-9280